山梨県喀痰吸引等（第３号）研修にかかる事務処理の流れ

※必要書類
- 指導看護師派遣依頼書
- 受講者の基本研修修了証明書（写）
- 実地研修にかかる医師の指示書（写）
- 実地研修にかかる利用者の同意書（写）

登録研修機関

基本研修

①基本研修を受講

②基本研修修了証明書を発行

受講者

（例．訪問介護事業所）

実地研修

③指導者の派遣を依頼
必要書類(※)を提出する

⑥実地研修報告書を提出

④実地研修の要件を満たしているかを確認

指導者

（例．訪問看護ステーション）

※県が実施する指導者養成講習を修了している必要があります。

⑤実地研修
実地研修で指導者は立ち合いの下、
指導・評価を行う。（評価票を作成）

⑦実地研修報告書と
交付申請書を提出

⑧登録喀痰吸引等事業者
の手続き（※未登録の場合）

⑨認定証の発行

⑩事業者の登録

県（障害福祉課）

利用者

受講者が認定特定行為業務従事者として登録され、
かつ所属する事業所が登録喀痰吸引等事業者として登録される
ことで、業務として利用者に対し喀痰吸引等を行えます。